

✚ 貨物概要

真ちゅうとプラスチックからできたイヤリング。真ちゅうとプラスチックの価格構成比及び重量構成比は、ともに真ちゅうが 50%を超えている。貴金属によるメッキは施されていない。

**✚ 分類**

関税率表第 7117.19 号（統計番号 7117.19-090）の卑金属製の身辺用模造細貨類

✚ 分類理由

第 71 類注 9 及び 11 の規定により、第 71.17 項の身辺用模造細貨類に分類されるものです。

また、真ちゅうとプラスチックからなるものであることから、第 71.17 項の複数の号に属するものですが、真ちゅうの価格及び重量の比率がともに全体の 50%を超えていることから、本品に重要な特性を与えている材料は真ちゅうであると認められますので、関税率表の解釈に関する通則 6 により通則 3 を準用し、上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）